厚生労働省発食安0611第7号
平成２５年６月１１日

食品安全委員会
委員長　熊谷　進　殿

厚生労働大臣　田村　憲久

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成１５年法律第４８号）第２４条第１項第１号の規定に基づき、下記事項に係る同法第１１条第１項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第１１条第１項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること

ピフルブミド

第 158 号
受 25. 6. 12 信
食品安全委員会事務局